

諮問番号：令和元年度諮問第46号

答申番号：令和2年度答申第2号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次の理由により、原処分（生活保護変更申請却下処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 障害により人の多い場所にいることが困難であり、通院や買い物など外出せざるを得ない場合以外は、ほぼ引きこもり状態の生活を送っているため、暖房費用等の需要が通常の家帯より大きく、冬季加算の特別基準（以下「特別基準」という。）の設定が必要である。

(2) 現在の主治医からはまともな診察をしてもらえず、当該主治医による診断に基づき行われた原処分は、請求人の病状を正確に把握せずに行われたものである。

2 処分庁の主張の要旨

請求人は、重度障害者加算の対象ではなく、要介護の認定も受けていないことから、特別基準の要件に該当しないことは明らかである。また、通院や買い物等のために外出している請求人の生活実態から、請求人が「傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ないと認められない」とする主治医の意見は妥当であるから、原処分は関係法令等に基づき適正に行われており、違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、生活保護法（以下「法」という。）並びに「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、処分庁の事務所に一人で来所し、通院や買い物を自力で行うこともできていることから、重度障害者加算を算定するものとされる特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態に該当す

るとは認められない。加えて、請求人は、障害等級3級の精神保健福祉手帳を所持しているものの、同手帳では、そもそも障害者加算の対象にもならず、また、主治医に対する病状確認等においても、請求人が重度障害加算の対象となるような障害があることや、要介護状態にあるとの見解は示されていない。さらに、処分庁は、請求人からの申請を受けて主治医に病状等調査を行った結果、主治医からは「傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ないと認められない」との回答を得ており、かかる医師の診断を基に、請求人が通院や買い物等のため自力で外出している生活実態も踏まえ、請求人は特別基準の要件に該当しないとして原処分を行ったものであるから、違法又は不当な点は認められない。

- 3 請求人は、原処分は病状を正確に把握せずに行われたものであると主張するが、病状を把握するためには主治医に確認することが一般的であり、処分庁が現主治医に対して病状等調査を行った上で、請求人が特別基準の要件に該当しないと判断したことに特段の不合理はなく、請求人の主張は採用できない
- 4 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年3月23日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月30日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、保護基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされ（法第8条第1項）、保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならぬとされている（同条第2項）。

そして、保護基準によると、冬季加算は、冬季における光熱費等の増加需要に対応するものとして、基準生活費に上乗せして支給されるもので、冬季加算地域区分（都道府県単位）別、世帯人員別、級地（市町村単位）別に設定されている。

また、保護の変更に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者等が世帯員にいる場合であって、保護基準に規定する地区別冬季加算額により難しいときは、同加算額に1.3を乗じて

得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないとされている。そして、適用となる傷病、障害等の判断基準としては、重度障害者加算を算定している者若しくは要介護度が3、4若しくは5である者であって、日常生活において常時の介護を必要とするため、外出が著しく困難であり、常時在宅している生活実態にある者又は医師の診断書等により、傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない状態にあると保護の実施機関が認めた者が該当するとされている。

なお、障害者加算は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号の身体障害者障害程度等級表の1級、2級若しくは3級又は国民年金法施行令別表に定める1級若しくは2級のいずれかに該当する障害のある者が対象とされており、精神障害者保健福祉手帳については、同手帳の1級に相当する障害は国民年金法施行令別表に定める1級の障害と、同手帳の2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害とそれぞれ認定するものとされている。そして、重度障害者加算は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする者について算定するものとされている。

そこで本件についてみると、請求人は、冬季加算について特別基準の設定を求めたものであるが、記録によると、処分庁の事務所に一人で来所しており、また、必要最低限であったとしても、通院や買い物を自力で行うことができていることが認められる。加えて、請求人が所持する精神保健福祉手帳は障害等級が3級である。さらに、処分庁の病状等調査に対し、主治医は、請求人が「傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ないと認められない」と回答している。

この点、請求人は原処分について自身の病状が正確に把握されずに行われたものである旨主張するが、上記の事実からすると、請求人は、重度障害者加算の対象であるとも、要介護状態にあるとも認められない。また、病状等調査に対する主治医の回答から判断するに、「外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない状態にあると保護の実施機関が認めた者」との要件も満たさない。したがって、請求人に特別基準の認定は認められないとした処分庁の判断に、違法又は不当な点はない。

以上のとおり、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

委 員 (会長) 岸 本 太 樹

委 員 中 原 猛

委 員 日 笠 倫 子